

石川県公立大学法人

令和3年度業務実績に関する評価結果

令和4年9月

石川県公立大学法人評価委員会

I 全体評価

中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

グローバル化や情報化が進展する中で国家間の競争はいよいよ熾烈を極め、その一方で、人類の持続的な発展に向けて様々な協調が進められている。このような時期に少子高齢化と人口減少が進む我が国にあって、知識基盤の確立は必至であり、知の拠点としての大学の役割はいよいよ大きい。石川県立看護大学及び石川県立大学は、社会のための大学として、教育、研究及び地域貢献に係る使命を果たすべく、平成23年4月に1法人2大学からなる石川県公立大学法人に移行し、現在、第2期中期目標期間を迎えている。

第1期中期目標期間（平成23年度～平成28年度）において、「学生満足度の高い教育の提供」「地域貢献活動の推進」「広報活動の充実」「弾力的・機動的な運営」を柱に掲げ、石川県公立大学法人が、大学法人の基盤整備に向けて取り組んだ中期目標の達成状況は良好であった。

第2期中期目標期間（平成29年度～令和4年度）においては、「大学教育機能の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」を新たな3つの柱に掲げ、教育研究等の機能の改善に向けて重点項目の見直しを行い、一層の改革を進めることとしている。

令和3年度は、第2期中期目標期間の第5事業年度であり、中期計画の達成に向けて年度計画を着実に実行するとともに、「地方創生」についても対策を講じていくこととしたが、これらのことについてはおおむね達成されたものと判断できる。

石川県立看護大学では、学士課程の教育の充実において、平成30年度に改訂されたカリキュラムに基づき、コロナ禍に対応しながら、円滑なカリキュラム運営を行ったことに加え、外部委員を迎えた「教育の質検証委員会」を開催し意見交換をしたほか、国の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴う令和4年度からの新しいカリキュラムの改訂について、文部科学省から承認を受けた。大学院課程の教育の充実については、助産学及び専門看護師（CNS）実習において、研修先の全学生に対するオンラインでの個別指導等により、教育研究の質の確保に努めた。地域貢献活動の推進については、認定看護管理者教育課程（サードレベル）及びコロナ禍において日本海側では唯一感染管理認定看護師教育課程を開講するとともに、県の委託・補助を受けて、感染管理看護実践力向上研修を始め4つの研修を開講し、看護の質の向上に努めた。

今後とも、社会ニーズと国や県の政策に照らした教育課程の充実に努め、県内の市町等との連携や国際交流に努めることで、有為な人材の育成と地域の健康・福祉

の充実に取り組むことが期待される。

石川県立大学では、学士課程の教育の充実ににおいて、コース制の導入による専門科目の新設等について計画どおり行ったことに加え、ICTを活用した双方向型のオンライン授業の実施、成績優秀者へのCAP制の特例（制限単位を超えた履修を認める）の導入、低学年向けのキャリア形成支援講座の開講、令和4年度開設に向けた新たなキャリア教育科目の改編に取り組んだ。大学院課程の教育の充実にについては、リサーチアシスタント（RA）採用制度により、大学院生自身の研究のみならず指導教員の研究内容に対し補助を行うことで、さらなる研究遂行能力及び倫理観の育成を図った。地域産業の発展への貢献については、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトや、幻の日本酒「猩々（しょうじょう）」の商品化、ブドウ果皮の着色障害に関する研究など、県内企業や行政等と連携した研究を推進した。

今後とも、社会ニーズに照らして、新たな農業環境や地域産業の変化に対応できる人材の育成を進めるとともに、地域が抱える課題解決と産学官連携を通じた産業振興に取り組むことが期待される。

大学法人の年度計画全体としては、計画事業の103項目が順調に実施されており、評価委員会による項目別評価においても、全項目がA評価（計画どおり進んでいる）となっている。

以上のことから、令和3年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

業務実績評価の全体評価は以上であるが、大学等の高等教育機関を取り巻く環境を踏まえ、評価委員会は、次のように参考意見を付す。

国際社会は、コロナ禍に加えて国家間の分断が懸念され、さらには人類の持続的な発展が問われている。このような時代にあって、人材の育成こそ最大の課題であり、高等教育への期待は大きい。両大学においては、学士課程と大学院課程での学生の安定的な確保とともに、両課程にわたる教育研究の一層の質向上に努めていただきたい。

高等教育機関である大学は、社会のための知の拠点として、教育・研究・社会貢献を使命とする。それは、市民から高度専門職業人に至る多様な人材の育成であり、基礎から実践に関わる幅広い知の創成であり、社会の問題解決に向けた知的資源の還元である。学部と大学院とを接続する教育課程は、このような業務を果たすうえでの基幹の組織であり、そこに実業界や地域社会、さらには国際社会との連携が加わることで、特色のある教育が実施される。

石川県立看護大学の大学院課程は、専門分野を特化した教育を実施し、高度な看護実践能力を有する看護師の養成を目指す。全国的に教育課程の審査・認定・更新への対応や実務教育のために研究時間が不足がちであり、石川県立看護大学にお

いても、全学的な解決が課題である。

石川県立大学は、生物資源環境学を新しい学問分野とし、サイエンスを基礎とした高度専門技術者の育成を目指す。ディシプリン（理論）と実践に係る研究成果を学問として体系化し、それを学部教育にフィードバックすることがこれからも課題である。

看護学と生物資源環境学を掲げる両大学においては、学士課程と大学院課程及びそれらを接続するうえでの課題を分析し、ミッション型（専門職業人育成の教育）とディシプリン型（学問中心の教育）の地方公立大学として、それぞれが個性を發揮し、その使命を果たすべく改革に取り組んでいただきたい。

II 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の 34 の小項目のうち、3 項目が「IV（年度計画を上回って実施している）」、31 項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がIV又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和 3 年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 自己点検評価の活動として、外部の評価委員を迎え「教育の質検証委員会」を開催し、学生の就職先の看護管理者等へのヒアリング結果や在校生及び卒業生への教育評価調査結果を踏まえ、教育の内容の更なる質向上のための意見交換を行った。
- 「認定看護管理者教育課程（サードレベル）」を開講し、履修者全員が課程を修了したほか、「感染管理認定看護師教育課程」を開講し、令和 2 年度の 32 名を超える 44 名全員が課程を修了した。また、県委託事業として、「看護教員現任研修」、「専門的看護実践力研修事業（皮膚・排泄ケア）」、「感染管理看護実践力向上研修」、県補助事業として「専門的看護実践力研修事業（管理者経営研修）」を開講した。

- コロナ禍における学生の確保に向けて、WEBオープンキャンパスにおいて、受験生のニーズに応えた新たな動画を作成し、オンデマンド配信したほか、ホームページ上にて「大学の強み・特色」に関する特設ページや、能登地区出身の卒業生・在校生のインタビュー動画を掲載した。また、高校の進学指導教員との意見交換会を開催した。

2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の40の小項目のうち、4項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、36項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 「石川発地球規模食糧増産」、「石川発健康寿命延伸」、「石川の自然と生物」をテーマとし、学科横断型で新しい価値を生み出すためのプロジェクトであるブランディング研究を継続的に推進したことに加え、産学官連携学術交流センターの体制強化及び連携強化を進め、石川県産業創出支援機構（ISICO）及び金沢市への補助金申請数はこれまでで最多の10件にのぼり、そのうち6件が採択となった。
- 体育館・食堂・サークル室等、学内の共用スペースを中心としたWi-Fi環境の整備を行った。また、野々市市内運行バス及び新たな路線バスの学内への乗り入れのため、大学敷地内のバス走行ルートを整備すると同時に停留所を移設し、通学の利便性を高めた。
- コロナ禍における学生の確保に向けて、令和2年度まで県内でのみ開催してきた学生募集説明会を、新たに富山県・長野県において開催したほか、県内外の高校への訪問、中高生の大学の見学受け入れや、学科の特徴を分かりやすくまとめた広報用ガイドブックを作成した。また、オープンキャンパスのオンライン開催、学園祭における対面型でのミニオープンキャンパスを開催した。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の13の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 大学のガバナンス体制の構築の観点において、両大学で、新型コロナウイルス感染症に関する対策会議を定期的を開催し、学生への注意喚起や授業のガイドライン作成等を行ったほか、第3期中期目標期間（令和5年度～令和10年度）に向けて、中期計画に関するワーキンググループを開催した。また、石川県立看護大学では、学長主導のもとで各々の事業に関するワーキンググループを立ち上げ事業達成に向け検討した。石川県立大学では、学長以下学長補佐等で構成する学長補佐会議を開催し、大学運営等におけるガバナンスの強化や現場の課題解決等を検討し、教職員のモチベーションの向上に努めた。
- 教員評価制度の観点において、石川県立看護大学では、令和2年度から試行中の複数年評価制度について、教員へ意見聴取を行い、また、研究費の配分増等のインセンティブ制度について引き続き検討した。石川県立大学では、コロナ禍で実施できなかった海外研修について、教員の希望及び今後の支援体制の構築について情報収集を行ったことに加え、競争的資金等の獲得状況に応じた研究費の傾斜配分を継続して実施した。

4 財務内容の改善に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の6の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、5項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 自己収入の確保に向けて、石川県立看護大学では、「感染管理看護実践力向上研修」等4つの研修を県の委託及び補助を受けて開講した。石川県立大学では、イノベーション・ジャパン2021、アグリビジネス創出フェア2021等への出展を通して、知的財産や研究シーズについて積極的に発信したほか、石川県立大学が保有する特許権の有効活用として、大学で保有する特許の実施許諾契約を企業と1件締結し、企業への特許出願前の有償譲渡を1件行った。
- 志願者の増加の観点から、石川県立看護大学では、アドミッションアドバイザーの高校訪問を富山県まで拡大したほか、能登地区における将来の受験生の掘り起こしとして中高生に対するナーシングカフェ「おかえり 能登」をオンデマンドで開催した。石川県立大学では、北陸新幹線沿線にターゲットを絞り、学生募集説明会を新たに富山県・長野県において開催したほか、ホームページのリニューアル、学科の特徴が一目で分かるように工夫した広報用ガイドブックの作成、SNSへの定期的な投稿により、大学の魅力発信に努めた。

5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の3の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、2項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 石川県立看護大学では、自己点検評価において、外部委員を迎えた「教育の質検証委員会」にて意見交換を行ったほか、SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みについてホームページに特設ページを設けて積極的に発信した。石川県立大学では、認証評価機関による大学評価等を踏まえて、学内のWi-Fi環境の拡大整備や大学案内・広報誌等の大口の発送業務を外部委託したほか、石川県立大学における学術情報リポジトリ（学術論文等を収集しインターネットを介して学内外に提供するシステム）への登録促進を図った。

6 その他業務運営に関する目標

評価	A	計画どおり進んでいる。
----	---	-------------

年度計画に記載の7の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 両大学のWi-Fi環境を整備するとともに、施設老朽化に対応するため、修繕計画に基づき、石川県立看護大学では、照明制御装置を更新した。石川県立大学では、環境棟空調設備を更新したほか、電話交換機の更新、生物資源工学研究所・農場の火災報知設備の更新に加え、学内の要望調査を踏まえて、温室屋根の張替や農場の運営に必要な備品を更新した。

(参考) 項目別評価結果の一覧表

項目名	評価
1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標	A
2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標	A
3 業務運営の改善・効率化に関する目標	A
4 財務内容の改善に関する目標	A
5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標	A
6 その他業務運営に関する目標	A

石川県公立大学法人業務実績評価実施要領

平成24年 3月21日
石川県公立大学法人評価委員会決定
令和 3年 3月23日
石川県公立大学法人評価委員会改正

1 趣旨

石川県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う石川県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定める。

2 評価方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性や自立性に配慮しつつ、法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善や向上に資するものとする。
- (2) 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の各事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）の進捗状況や中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の達成に向けた取組の成果を明確に示すものとする。
- (3) 法人がより魅力ある大学とするために実施する特色ある取組や工夫に対して、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 評価に関する事務が、法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

3 評価の種類

法人の業務実績の評価は、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）により実施する。

4 評価方法

(1) 評価の手法

事業年度評価、中期目標期間見込評価、中期目標期間評価は、それぞれ項目別評価及び全体評価により実施する。

ア 項目別評価

評価委員会は、年度計画又は中期計画に定めた最小の事項（以下「小項目」という。）ごとに法人が行った自己評価の内容を検証し、中期目標に定めた最上位の事項（以下「大項目」という。）ごとに5段階で評価を行う。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行う。

(2) 項目別評価

ア 法人による自己評価

- (ア) 法人は、年度計画又は中期計画の実施状況を小項目ごとに、次の4段階で評価し、当該実施状況の評価及びその理由等を記載した業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している。
Ⅲ	年度計画を順調に実施している。
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない。
Ⅰ	年度計画を実施していない。

※中期目標期間見込評価、中期目標期間評価においては、「年度計画」とあるのは、「中期計画」とする。

- (イ) 法人は業務実績報告書に、(ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに法人として特色ある取組や工夫などを記載する。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、小項目ごとに法人が行った評価を検証する。

ウ 評価委員会による評価

- (ア) 評価委員会は、イの検証結果に基づき、当該年度における中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を大項目ごとに次の5段階で評価する。

【事業年度評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	特筆すべき進行状況にある。（特に認める場合）
A	計画どおり進んでいる。（すべてⅢ～Ⅳ）
B	おおむね計画どおり進んでいる。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上）
C	やや遅れている。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満）
D	重大な改善事項がある。（特に認める場合）

【中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の評価区分】

評価区分	評価内容
S	中期目標の達成状況が非常に優れている。(特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である。(すべてⅢ～Ⅳ)
B	中期目標の達成状況が概ね良好である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(特に認める場合)

(1) 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価のうち、大学の教育研究等の質の向上に関する目標の評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

(3) 全体評価

評価委員会は、(2)の項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における中期計画の実施状況若しくは中期目標の達成状況並びに法人の業務実績の全体について、記述式により総合的に評価を行う。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。
- (2) 項目別評価結果がB又はCの大項目については、法人が自主的に業務運営の改善その他の所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 項目別評価結果がDの大項目については、評価委員会が業務運営の改善その他の勧告を行う。

6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

7 その他

この要領は、必要に応じて改定を行う。